

耕作放棄地解消事業（耕作放棄地有効利用促進事業）実施要領

（事業の趣旨）

第1条 農地は、食料生産の基盤であるとともに、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有するものであり、県民共通の財産である。

近年、本県においても、担い手の減少、農業所得の減少等の要因により耕作放棄地が増加しており、その解消が喫緊の課題となっている。そのため、国の制度である荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2202号農林水産事務次官依命通知）（以下「国事業」という。）の対象とならない場合において、営農上や景観上配慮すべき再生利用が可能な耕作放棄地を積極的に解消するために耕作放棄地解消事業（耕作放棄地有効利用促進事業）（以下「本事業」という。）を実施し、農業生産力の回復や美しい農村景観づくりに資することとする。

（事業の実施）

第2条 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（実施主体）

第3条 本事業の実施主体は、市町村又は農業委員会とする。

（実施区域）

第4条 本事業の実施区域は、熊本県内において、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域とする。

（事業の内容）

第5条 本事業の内容は次のとおりとする。

1 助成金の交付

（1）再生作業

耕作放棄地を農地（耕作地）へ再生する取組みに対して、助成金を交付する。

（2）営農定着

（1）により再生された農地における同年度の営農定着の取組みに対して、助成金を交付する。

なお、営農定着の取組みとは、営農資材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等とする。

2 交付対象農地

交付対象農地は、以下のすべての条件を満たすものとする（以下「事業対象農

地」という。)

(1) 農地法第32条第1項第1号に該当する農地であること。

(2) 別紙の条件に該当し、農地として積極的な活用が望まれること。

3 助成対象者

実施主体が助成する対象者は、中心経営体等又はそれ以外の農業者であって、事業対象農地を農地へ再生する者とする。

なお、中心経営体等とは、地域の合意により、地域の中心経営体として位置付けられる者として以下のいずれかに該当する者をいう。

①「人・農地プラン」に位置付けられた「今後の地域の中心となる経営体」

②今後5年のうちに中心経営体になることが見込まれる者

4 交付額の算定

交付額の算定方法は、再生された農地面積×単価(額)(千円未満は切捨て)による。

また、事業対象農地の面積は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 農地基本台帳に記載されている面積

(2) 登記簿に記載されている面積

(3) 実測面積

なお、再生された農地に対する助成金の交付は、初年度1回限りとする。

5 事業の採択要件

本事業の採択要件は、次のとおりとする。

(1) 実施主体が、耕作放棄地対策に取り組むこと。

(2) 再生された農地においては、原則3年間(ただし、営農定着に取り組んだ場合は4年間)は助成対象者が耕作するよう実施主体において指導すること。

なお、採択要件を満たさなくなった場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(事業実施計画等の提出及び承認)

第6条 事業実施計画等の提出及び承認は次のとおりとする。

1 事業実施計画の承認申請

実施主体は、本事業を実施しようとするときは、要項第3条の事業実施計画承認申請書に耕作放棄地解消事業実施計画書(別記第1号様式)を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更申請等

次に掲げる計画書及び実績書の様式は、別記第1号様式とする。

(1) 要項第5条第1項の事業実施変更計画書

(2) 要項第6条第2項第1号の事業計画書

(3) 要項第8条第2項の事業変更計画書

(4) 要項第13条第2項第1号の事業実績書

(作付状況報告)

第7条 実施主体は、第5条第5項第2号に規定する再生された農地の作付状況について作付けを開始した年から3年間(ただし、営農定着に取り組んだ場合は4年間)、知事に報告しなければならない。なお、報告様式は別記第1号及び第2号様式とし、作付状況を確認した日の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

ただし、交付を受けた年度に作付けした場合、初年度の報告は要項第13条の規定による実績報告をもってこれに代えることができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

別紙

この事業で助成金の交付対象とする耕作放棄地は、次のいずれかの条件に該当するものとする。

- 1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）内に存在し、国事業の対象とならない自己所有地。
- 2 農用地区域外においては、以下アからコのいずれか1つ以上の条件を満たすもの。
 - (1) 営農上配慮すべきケース
 - ア 農用地区域に隣接しており、病虫害の発生など、すでに農用地区域の営農に支障をきたしている、あるいは支障をきたす恐れのある場合
 - イ 1ヘクタール以上の面的まとまりのある農地で、1ヘクタール以上の解消を図る場合
 - ウ 市民農園、都市農村交流等の目的で利用する場合
 - エ 農用地区域の用途変更や用途混在を招く恐れのある放牧などを目的とする場合
 - (2) 担い手の育成に配慮すべきケース
 - オ 企業参入を含む新規就農者が利用する場合
 - カ 認定農業者や農地所有適格法人など地域の担い手が利用する場合
 - (3) 景観上配慮すべきケース
 - キ 国道（高速自動車国道を含む）、県道の道路端から概ね100メートル以内に存在する場合
 - ク 熊本県景観条例（昭和62年3月16日条例第7号）第2条第3項に規定する景観形成地域内に存在する場合
 - ケ 九州新幹線沿線において鉄道敷から500メートル以内、及び鹿児島本線、豊肥本線、肥薩線、三角線、くま川鉄道、肥薩おれんじ鉄道、南阿蘇鉄道の各沿線で鉄道敷から100メートル以内に存在する場合
 - コ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、及び同法第182条第2項に基づいて制定された熊本県並びに県内各市町村の条例等に基づき指定・選定された文化財の周辺に存在し、当該文化財及び周辺の景観と一体となって形成されている風致景観を損なうと市町村長が認めた場合
- 3 前記1、2の対象とならない場合であって、以下のすべての条件を満たすもの。
 - (1) 再生作業にかかる標準事業費が国事業の対象に満たないものであって、チェックリスト（国に準じた標準事業費が10アール当たり60千円以上であること）において60以上100未満のポイントであること。
 - (2) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に位置付けられている耕作放棄地であること。

平成 年度耕作放棄地解消事業(耕作放棄地有効利用促進事業)
(実施計画書/変更計画書/実績書/作付状況報告書)

第1 事業の目的

--

第2 事業の内容

再生作業経費が国事業の標準事業経費(60千円/10a以上)に満たず、国事業の対象とならない場合は、別紙1を添付すること。
助成対象者個別の解消計画については別紙2を添付すること。
また現況確認のため、別紙3により写真、地図を添付すること。
営農定着を申請した場合は、実績報告において別紙4を添付すること。
ただし、作付状況報告については、いずれも添付不要。

整理番号 ※1	助成対象者	中心経営体等の該当の有無		面積 (㎡)	営農定着の 申請の有無	市町村名	助成額 (円)
		該当 する	該当 しない				
		1					
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
面積計 (㎡)				面積計 (㎡)		助成額計 (円)	
				0		0	

○中心経営体等の該当の有無について
中心経営体等に該当する場合は次の①又は②の該当する番号を「該当する」欄に、中心経営体等に該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載すること。

- 【中心経営体等】※地域の合意により、地域の中心経営体として位置づけ
①「人・農地プラン」に位置付けられた「今後の地域の中心となる経営体」
②今後5年のうちに中心経営体になることが見込まれる者

第3 経費の配分

(単位:円)

事業費合計(円)	負担区分			備考
	県費	市町村費	その他	

第4 事業完了(予定)年月日

平成 年 月 日

**平成 年度耕作放棄地解消事業(耕作放棄地有効利用促進事業)
チェックリスト**

1. 番号 _____
2. 氏名 _____
3. 所在番号 _____
4. 対象面積(m²) _____
5. 解消作業に要する内容 _____

該当するものがあれば選択 →

(国事業に準じたチェック項目 ※該当する欄に○を記入)

確認する対象	確認部分	状況	各状況の詳細	該当する状況(地上の植生状況はいずれか1つ必ず選択)	各ポイント	刈り払い後又は伐根後の集積が必要	各ポイント	集積後農地の外へ運搬が必要	各ポイント	ポイント合計	備考
②草が繁茂及び木(竹)がまばらに植生(灌木が生えているが径が6cm以下)	<input type="checkbox"/>	18	<input type="checkbox"/>	20	<input type="checkbox"/>	14					
③草、木(竹)が繁茂(径が6cmを超える灌木が生えている)	<input type="checkbox"/>	26	<input type="checkbox"/>	20	<input type="checkbox"/>	14					
地下	根の状況	根の除去が必要(地上の植生状況が②の場合)	<input type="checkbox"/>	33	<input type="checkbox"/>	20	<input type="checkbox"/>	10			
		根の除去が必要(地上の植生状況が③の場合)	<input type="checkbox"/>	38	<input type="checkbox"/>	20	<input type="checkbox"/>	10			

↓ 該当するものを選択

農地の状況	地上	均平状況	均平作業が必要	<input type="checkbox"/>					39		
		湿害状況	暗渠等排水対策が必要	<input type="checkbox"/>					2		
		礫の状況	除レキが必要	<input type="checkbox"/>					9		
	地下	硬盤層の状況	深耕(プラウ)が必要	<input type="checkbox"/>					10		
		団粒状況	トラクター等で荒耕起が必要(1回のみ)	<input type="checkbox"/>					6		
			〃 (2回)	<input type="checkbox"/>					13		
			〃 (3回以上)	<input type="checkbox"/>					19		
土壌の状況	土壌改良が必要	<input type="checkbox"/>					50				

その他	現地確認等								要計算		
-----	-------	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--

※打合せの計算方法…打ち合わせに要した時間×人数÷面積(a)×10
(小数点以下は切り捨て、但し1未満の場合は切り上げ、最大3ポイント)

合計									←60以上100未満のポイントでOK
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------

※ 再生作業費が国事業の標準事業費10アール当たり60千円以上で、国事業の対象とならない場合のみ提出

平成 年度耕作放棄地解消事業(耕作放棄地有効利用促進事業) (実施計画書/変更計画書/実績書) 個表

1 助成対象者

市町村名	番号 ※1	氏名(組織名)	中心経営体等 該当の有無	所属 (リスト3選択)
		(代表者名)	・該当 ・非該当	

2 一筆毎の解消計画(実績)

※1 別記様式第1号から通し番号を記載

該当する区分に○を記載

①農用地区域内

土地の所在(一筆毎に記入)				地目	面積 (㎡)	区分 ※2	解消理由		別紙3の添付 が必要な場 合、60以上 100未満のポ イントである か	権原区分	復元開始 (予定)日	復元終了 (予定)日	施行方法	営農定着 の申請の 有無	作付計画		国事業範囲である場合は記入 荒廃農地調査の記載	
所在	大字	小字	地番				条件区分 (リストより選択) ※3	ケース 番号 ※3							作付予定時期	作物名		
ア							農用地区域内に つき記入不要											
イ																		
ウ																		
面積計(㎡)					0													

※2 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(平成20年4月15日付19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知)に基づく区分

②農用地区域外

土地の所在(一筆毎に記入)				地目	面積 (㎡)	区分 ※2	解消理由		様式別紙3の 添付が必要 な場合、60以 上100未満の ポイントである か	権原区分	復元開始 (予定)日	復元終了 (予定)日	施行方法	営農定着 の申請の 有無	作付計画		国事業範囲である場合は記入 荒廃農地調査の記載
所在	大字	小字	地番				条件区分 (リストより選択) ※3	ケース 番号 ※3							作付予定時期	作物名	
ア																	
イ																	
ウ																	
面積計(㎡)					0												

※3 要領別紙の2における条件区分((1)~(3)及びケース区分(ア~コ))を選択して記載

3 額の算定

助成額の算定	権原区分		再生作業			営農定着			助成額 合計(円) C+F
			単価(円) A	解消面積(㎡) B	助成額(円) C=A/1000×B	単価(円) D	解消面積(㎡) E	助成額(円) F=D/1000×E	
	助成額の算定	自己 所有地	中心 経営体等	20,000		0	10,000		0
中心経営 体等以外			13,000		0	6,500		0	
自己 所有地 以外		中心 経営体等	30,000		0	10,000		0	
		中心経営 体等以外	20,000		0	6,500		0	

【記入上の注意】

①この様式は、助成対象者別に作成すること ②整理番号は別紙第1号様式での通し番号を記載すること ③記入例は削除して記入すること ④条件区分及びケース番号は要領の別紙に基づく区分を記載 ⑤3の交付金額は自動演算のため記入は不要(ただし、営農定着の解消面積のみ直接入力のこと) ⑥土地の所在について、筆数が多く、行が不足するときは、行を追加して記載すること

【添付資料】 ①現況確認のため、別紙2を添付すること

②所在地図を添付すること

③再生作業経費が国事業の標準事業費(10万円/10a)に満たず、国事業の対象とならない場合は、別紙3を添付すること

平成 年度耕作放棄地解消事業(耕作放棄地有効利用促進事業) (実施計画書/変更計画書/実績書)添付書類

市町村名	土地整理記号 ※2	※解消前の写真を添付 (計画書及び実績報告書)	→	※解消後の写真を添付 (実績報告書のみ)
(組織名 氏名)	土地整理記号 ※2	※解消前の写真を添付 (計画書及び実績報告書)	→	※解消後の写真を添付 (実績報告書のみ)

作成上の注意 ①助成対象者別に作成すること ②※1整理番号は別記第1号様式より、※2土地整理番号は別紙1より転記すること ③写真は実施前及び後が分かりやすいよう、同一方向から撮影すること ④解消前の写真を左側、解消後の写真を右側に添付すること⑤解消後の写真については2反以上の筆の場合は、必ず1筆単独で写真を添付

平成 年度耕作放棄地解消事業(耕作放棄地有効利用促進事業) 営農定着実績書 添付書類

市町村名	土地整理記号 ※2	年月日	作業内容	実施面積(a)	
整理番号 ※1					※作業内容に係る写真あるいは領収書の写しを添付
(組織名) 氏名	土地整理記号 ※2	年月日	作業内容	実施面積(a)	
					※作業内容に係る写真あるいは領収書の写しを添付

平成 年度耕作放棄地解消事業(耕作放棄地有効利用促進事業) 作付状況報告書

1 助成対象者

市町村名	番号 ※1	氏名(組織名)	中心経営体等 該当の有無	所属 (リスト3選択)
		(代表者名)	・該当 ・非該当	

※1 別記様式第1号から通し番号を記載

該当する区分に○を記載

2 一筆毎の解消計画(実績)

①農用地区域内

※当該年度に作付けた作物名を記入すること(予定は記載しない)

土地の所在(一筆毎に記入)				地目	面積 (㎡)	区分 ※2	解消理由		権原区分	営農定着 の申請の 有無	営農(作付) 開始日	作付実績(作付作物名)※年度で記載				
所在	大字	小字	地番				条件区分 (リストより選択) ※3	ケース 番号 ※3				初年度 (平成 年度)	2年目 (平成 年度)	3年目 (平成 年度)	4年目 (平成 年度) ※4	
ア							農用地区域内 につき記入不要									
イ																
ウ																
面積計(㎡)					0											

※2 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(平成20年4月15日付19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知)に基づく区分

※4 営農定着に取り組んだ場合のみ該当

②農用地区域外

土地の所在(一筆毎に記入)				地目	面積 (㎡)	区分 ※2	解消理由		権原区分	営農定着 の申請の 有無	営農(作付) 開始日	作付実績(作付作物名)※年度で記載			
所在	大字	小字	地番				条件区分 (リストより選択) ※3	ケース 番号 ※3				初年度 (平成 年度)	2年目 (平成 年度)	3年目 (平成 年度)	4年目 (平成 年度) ※4
ア															
イ															
ウ															
面積計(㎡)					0										

※3 要領別紙の2における条件区分((1)~(3))及びケース番号(ア~コ)を選択して記載

3 確認者

確認年月日	所属名	職名	氏名	確認者印

【記入上の注意】

- ①この様式は、助成対象者別に作成すること
- ②整理番号は別紙第1号様式での通し番号を記載すること
- ③条件区分は要領の別表に基づく区分を記載
- ④土地の所在について、筆数が多く、行が不足するときは、行を追加して記載すること